

契約解除希望月 20日弊社必着

顧客番号

## mitene・ADSL 契約解除通知書

ミテネインターネット株式会社 行

ミテネインターネットサービス mitene・ADSL の契約解除を通知します。

年 月 日

ご契約者名	ふりがな ----- 漢字	印								
ご住所	本書を受け付け後、「契約解除通知承り書」および「ADSL モデム着払い伝票」をご郵送します。 引越しなどでご住所が変更になる場合は必ず <b>新住所</b> とご <b>連絡先</b> をご記入ください。 〒 _____  Tel: ( ) _____									
ログイン ID	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
契約解除の理由	以下の項目から 1 つお選びください。 <b>他の ADSL サービスに加入、または加入予定の為</b> (他の ADSL サービス名: _____ ) <b>その他のサービスに加入、または加入予定の為</b> (他のサービス名: _____ ) <b>転職・引越しの為</b> 以下のいずれかにチェックしてください 今後、mitene・ADSL に加入する予定      ある      別途お申込みが必要で ない <b>mitene・ADSL 1M サービスに新規加入の為</b> 1M サービスご希望のお客様は、 <u>契約解除希望日欄</u> を未記入でご郵送ください。弊社で開通日 と解約日を同日となるよう調整いたします。 <b>その他</b> ( _____ )									
契約解除希望日	年      月 末日 (廃止希望日:      日) 土日祝日は除く									

## ご注意

本通知書では、mitene・ADSL の契約解除のみご通知いただけます。インターネット接続もあわせて契約解除される場合は、別途各種契約解除通知書にご記入ください。

ご契約解除につきましては、原則として契約解除ご希望月の 3 ヶ月前迄にご通知いただけますが、転職等やむを得ない場合は考慮いたします。

特に記載のない限り、mitene・ADSL 廃止工事は解約月の末日となります。但しフレッツ ADSL 等他 ADSL サービスへの乗換えにて廃止日指定が必要な場合には、上記「廃止希望日」に日付をご記入ください。(土日祝日は除く)

ご契約解除を受け付けましたら、弊社より承り書をお送りします。本通知書をご郵送後 2 週間ほどお待ちいただいても承り書が届かない場合は、お手数ですが弊社までご連絡ください。

サービスの最低ご利用期間は原則として 1 年とさせていただきます。

ご契約解除月までのご利用料金のお支払いができない場合(銀行口座を前もって解約される等)はあわせてご連絡いただけますようお願い申し上げます。

ADSL モデム及びスプリッタをレンタルでご契約の場合、裏面の案内をご覧ください。

## &lt;弊社処理欄&gt;

顧客番号						
解約承り書処理		確認				DB 解約処理

：：： mitene・ADSL レンタルモデムをご利用のお客様へ ：：：

mitene・ADSLのご契約解除にあたり、弊社よりレンタルさせていただいているADSLモデムおよびスプリッタをご返却いただく必要があります。

契約解除のお申込み後、弊社指定のモデム配送業者より、お客様宛にレンタルモデム返却用の着払い伝票をご郵送します。

ご返却方法は、着払い伝票に同封されている『解約に伴うADSLモデム返却のお願い』の返却要領をご覧ください。

ご返却先はミテネインターネットではございませんのでご注意ください。

弊社指定のモデム配送業者は「北陸通信ネットワーク株式会社」NEC アクセステクニカ株式会社」となります。なお、モデム配送業者はモデムの機種によって異なりますのでご注意ください。

レンタルモデムのご返却はご契約解除月の翌月中に発送願います。

廃止指定日欄に記載が無い限りはご契約解除希望月末までmitene・ADSLをご利用いただけます。